

敷地内全面禁煙



電子タバコ、加熱式タバコを含みます。

- * 改正健康増進法の令和1年7月1日施行により、第1種施設(病院、学校、児童施設福祉施設、行政機関庁舎等)の当院は、敷地内禁煙となります。
 - * 敷地内とは、病院建物内外、駐車場などを含めた病院敷地全体となります。
 - * 敷地外当院近隣の美化、受動喫煙防止へのご配慮をお願いいたします。
- みなさまのご理解、ご協力をお願いいたします。